

委託契約書（案）

委託業務の名称	清掃等業務
施行場所	宮城県立精神医療センター
委託期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
委託金額	金円
	うち取引に係る消費税
	及び地方消費税の額金円
契約保証金	金円

宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、頭書の委託業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、別紙仕様書により、頭書の委託金額で頭書の委託期間内に頭書の委託業務を完了するものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、契約保証金として、頭書の金額を発注者に納めなければならない。
- 4 発注者は、委託期間満了後、受注者がこの委託契約上の義務を完全に履行したことを確認した上で、受注者の請求により前項の契約保証金を返還するものとする。

なお、発注者が当該契約保証金保管中に生じた、利子その他の当該契約保証金に係る果実については、発注者に帰属するものとする。

（法令上の責任）

- 第2条 受注者は、この契約を履行する上で生じる労働基準法その他受注者に課せられた法令上のすべての責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

- 第4条 受注者は、この業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（善管注意義務及び秘密の保持）

- 第5条 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって運営する責めを負うものとし、受注者の職員にこの趣旨を徹底させるものとする。

- 2 受注者は、委託業務の遂行にあたり、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（責任者等の届出）

- 第6条 受注者は、自己の責任において業務の指揮監督をするため、責任者を置かなければならぬ。

2 発注者は、受注者の責任者について、この業務の履行又は管理上不適当と認めたときは、その理由を明示して受注者に必要な措置を求めることができる。
(業務の進行等)

第7条 受注者は、仕様書に定められた業務を発注者の指定する日時までに完了しなければならない。

2 受注者は、発注者に提出した資料に脱漏又は不明確な箇所を発見したときは、軽易な事項については受注者の専門技術的知識で補正し、重要な事項については発注者に申し出て、その指示を受けるものとする。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者において必要と認めた場合は、発注者の職員をこの業務の履行に立ち会わせ、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、この業務の履行が不適当と認めたときは、発注者はその理由を明示して、受注者に補正を求めることができる。
(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、両者協議の上、書面によりこれを決めるものとする。

(業務に要する消耗品等の負担)

第10条 この業務の履行に要する消耗品等は、受注者の負担とし、受注者の従事者に必要な備品についても同様とする。ただし、発注者が必要と認めて貸与したものについては、この限りでない。

(業務の検査)

第11条 受注者は、毎月10日までに前月に処理した委託業務に関する委託業務実施報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払方法)

第12条 受注者は、前条による発注者の検査を受けた後、発注者に対して委託料を別紙支払計画書のとおり請求するものとする。

2 発注者は、第1項の請求書を受理した日から30日以内に受注者に委託料を支払うものとする。

3 契約期間中に消費税法等の改正により消費税率及び地方消費税率の変更があった場合、それ以降の本業務に係る消費税等相当額は、改正後の税率により計算する。

(損害金)

第13条 発注者は、受注者の責めに帰する理由により頭書に定められた業務の履行が遅延したときは、受注者から違約金を徴収するものとする。

2 前項に規定する違約金の額は、該当月の委託料について遅滞日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額とする。

3 前項の規定による違約金の徴収に当たっては第1条第3項及び第4項に基づき発注者が保管する契約保証金をもって充当するものとする。

なお、契約保証金と違約金の金額との間に過不足を生じる場合には、別途これを清算するものとする。

4 発注者は、その責めに帰する理由により前条第3項に規定する期限までに委託料の支払を完了しないときは、遅延利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による）を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の1に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約の規定に違反し、契約の目的が達せられないとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) その他この契約の条項に反したとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、またこれに関する一切の責めを追わないものとする。

3 発注者は、診療提供体制の大幅な縮小などが生じた際には、3か月前までに受注者に文書によって通知することにより、この契約を解除することができる。

(契約期間の延長)

第15条 契約期間については、1年間を単位として最大2年まで、契約を延長する場合がある。

2 当該契約を延長する場合は、発注者は受注者に対し契約期限の2ヶ月前までに通知を行うものとする。

3 延長した期間に係る契約金額については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

(暴力団排除に係る解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

(1) 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これに関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、第15条第1項(2)及び(3)の規定を準用する。

(予算不成立による契約の解除)

第17条 発注者は、翌年度(契約日)以降において発注者の歳出予算においてこの契約の契約金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第18条 受注者は、故意又は重大な過失によって発注者に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償するものとし、その賠償額は、両者協議して決めるものとする。

前項の規定による損害賠償の支払いには第1条第3項及び第4項に基づき発注者が保管する契約保証金をもって充当するものとする。

なお、契約保証金と損害賠償の金額との間に過不足を生じる場合には、別途これを清算するものとする。

- 2 前項に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に定める業務を履行しない等、第14条及び第16条による契約の解除に伴い、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払うものとする。

- 3 受託者は、第14条及び第16条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

- 4 第1項から第3項までの損害賠償金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、発注者は、その支払わない金額に発注者の指定する期日を超過した日から業務委託料(損害賠償金)の支払いの日まで年5%の割合で計算した利息を付した額を付して、発注者の支払うべき業務委託料又は契約保証金とを相殺し、なお不足がある場合は追徴するものとする。

(公正入札違約金)

第19条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、明らかになった時までに締結した委託契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を、発注者に支払わなければならない。また、業務が完了した後も同様とする。

(その他)

第20条 頭書業務について、次年度以後に受注者が受託したこととなった場合において、業務の引継その他発注者が受注者に協力を求める事項については、それにかかる経費その他について両者協議の上、受注者は病院業務の円滑な運営のために、これに誠実さをもって対応するものであること。

- 2 その他この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度両者協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県名取市手倉田字山無番地
宮城県立精神医療センター
院長 角藤 芳久

受注者

委託料支払計画書

1 業務名 清掃等業務

2 施行場所 宮城県立精神医療センター

3 委託金額 金 円

4 支払計画

履行月	支払額	(うち消費税等の額)	支払月
令和8年4月	円()	円()	令和8年5月
令和8年5月	円()	円()	令和8年6月
令和8年6月	円()	円()	令和8年7月
令和8年7月	円()	円()	令和8年8月
令和8年8月	円()	円()	令和8年9月
令和8年9月	円()	円()	令和8年10月
令和8年10月	円()	円()	令和8年11月
令和8年11月	円()	円()	令和8年12月
令和8年12月	円()	円()	令和9年1月
令和9年1月	円()	円()	令和9年2月
令和9年2月	円()	円()	令和9年3月
令和9年3月	円()	円()	令和9年4月
令和9年4月	円()	円()	令和9年5月
令和9年5月	円()	円()	令和9年6月
令和9年6月	円()	円()	令和9年7月
令和9年7月	円()	円()	令和9年8月
令和9年8月	円()	円()	令和9年9月
令和9年9月	円()	円()	令和9年10月
令和9年10月	円()	円()	令和9年11月
令和9年11月	円()	円()	令和9年12月
令和9年12月	円()	円()	令和10年1月
令和10年1月	円()	円()	令和10年2月
令和10年2月	円()	円()	令和10年3月
令和10年3月	円()	円()	令和10年4月
令和10年4月	円()	円()	令和10年5月
令和10年5月	円()	円()	令和10年6月
令和10年6月	円()	円()	令和10年7月
令和10年7月	円()	円()	令和10年8月
令和10年8月	円()	円()	令和10年9月
令和10年9月	円()	円()	令和10年10月
令和10年10月	円()	円()	令和10年11月
令和10年11月	円()	円()	令和10年12月
令和10年12月	円()	円()	令和11年1月
令和11年1月	円()	円()	令和11年2月
令和11年2月	円()	円()	令和11年3月
令和11年3月	円()	円()	令和11年4月

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適

切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、隨時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17 受注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。